

【資料 2】

豊かな長寿社会創造カンファレンス開催事業業務委託仕様書

第 1 委託業務名

豊かな長寿社会創造カンファレンス開催事業業務委託

第 2 目的

高齢化率が 4 割を超え、高齢者単独世帯の割合も 2 割に近づく中で、身寄りがない・頼れる人がいない高齢者が増加するなど、高齢化を巡る課題が複雑化・顕在化している。AI をはじめとしたテクノロジーが様々な課題解決への可能性を高めている中であって、既に取り組が進んでいる医療・介護分野におけるテクノロジーの活用事例のように、超高齢社会における新たな課題についても、テクノロジーの力で解決が図られることが期待されている。

これを踏まえ、本事業では、シンポジウムの開催を通じて県民や県内事業者と社会課題やテクノロジーの必要性に対する認識を共有し、課題解決に向けた取組への機運を醸成するとともに、テクノロジーの普及により県内の課題解決に向けた今後の施策を推進するための契機とする。

第 3 業務内容

受託者は次に掲げる業務内容を実施するものとする。

1 シンポジウムの企画・実施

次の点を踏まえて実施内容を提案してください。

(1) 構成等

有識者による Age t e c h^{*1}に関する基調講演のほか、有識者らと秋田県知事によるパネルディスカッションを行うこととし、事業者のみならず県民に対しても理解を促す内容となるよう工夫すること。

^{*1}超高齢社会において高齢者のみならず周囲の家族や介護者等の Q O L（生活の質）及びウェルビーイングを高めることを目的とした科学技術やサービスの総称

(2) 基調講演及びディスカッションのテーマ

先行事業である豊かな長寿社会創造調査研究事業^{*2}の成果を反映した内容を含むこと。なお、調査成果は、受託者との契約締結後に共有することとする。

^{*2}テクノロジーを活用し超高齢社会の課題解決につなげるため、県内・国内における技術的シーズや企業動向を精査するとともに、県内において事業化が期待される分野や事業化に向けたロードマップに関する検討を行うことを目的とした事業

【美の国あきたネット】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/95148>

(3) 開催日

令和 9 年 1 月 1 2 日（火）とする。

(4) 会場

1 0 0 人から 2 0 0 人程度収容可能な会場とし、県と受託者が協議し決定するものとする。

(5) 開催方法

会場参加とオンライン配信のハイブリッド開催とすること。

(6) 参加費

無料とすること。

(7) その他

本事業を実施するために必要な人員を確保し、参加者の募集・申込み受付、会場の借上げ、会場設営、配信機材の手配、当日の来場者受付、進行管理、実施に係る一切の業務を行うこと。

2 シンポジウム登壇候補者への依頼交渉、出席の調整

超高齢社会における社会課題や福祉・産業・テクノロジーの各分野について知見を有する登壇者については、提案によるものとし、受託者が登壇について交渉の上、出席の調整をすること。

3 集客に向けたシンポジウムの広報

(1) 介護業界、産業界、教育分野などから関心が得られ、集客に繋がるよう有効な広報を行うこと。

(2) シンポジウムの主催者が秋田県であることを明記すること。

(3) チラシデータは、A4判のフルカラーとすること。

(4) チラシのデザインは、第三者の商標権及び肖像権を侵害しないものであること。

4 開催後アンケート調査の集計・分析

(1) アンケートの方法及び内容は、提案によるものとする。

(2) アンケートの回答を集計後、内容を分析し、県に報告すること。

5 委託経費に含まれる経費

(1) 業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費

(2) 業務を行うために必要な機材購入費、運搬費、旅費、交通費、使用料、会場借上料、手数料

(3) 登壇者の謝金及び旅費

(4) チラシ等の作成及び印刷に係る費用

(5) 業務完了報告書や納品物、各種資料の印刷製本に関する費用

(6) 使用する画像等に係る肖像権、著作権などの権利関係の処理及び調整に係る経費

(7) その他、必要と認められる経費

第4 業務スケジュール案

業務スケジュール案は、次のとおりとし、詳細は県と受託者の協議により決定する。

No	時期	内容
1	令和8年8月上旬	契約締結、登壇候補者への依頼交渉、広報用チラシデザインの作成
2	令和8年10月中旬	広報・周知活動
3	令和9年1月中旬	シンポジウム実施
4	令和9年2月上旬	アンケート結果分析

第5 提出物及び成果品

県への提出物及び成果品は次のとおりとする。

No	提出物及び成果品	提出時期
1	業務完了報告書1部	令和9年2月28日まで
2	本業務のために作成・使用した電子データ一式	令和9年2月28日まで

第6 契約に関する条件等

1 再委託等について

- (1) 業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めることとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、(1)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

- (1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

3 権利の帰属等

- (1) 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属する。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。
- (3) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (4) 委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、県が出願人となって費用を負担し、登録手続を行う。

4 機密の保持

- (1) 本業務（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途への使用はできないものとする。また、その防止のために必要な措置を講じるものとする。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担することとする。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

第7 その他

- 1 本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更または削除し、委託内容を確定させることができるものとする。
- 2 契約締結後において、本委託の内容を変更することがある。この場合、変更する委託業務の内容は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。
- 3 本委託が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- 4 本委託により県に対し納品した成果品等については、業務完了後5年間保管すること。また、県の承諾なしに他に流用してはならないこと。
- 5 受託者は本業務の実施に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに信義誠実にその受託内容を履行すること。
- 6 その他、この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。